

# 近世ドイツ巡礼考事始

## ～地域的な巡礼地と宗教改革の影響～

塚 本 栄美子

### はじめに

ヨーロッパ、とりわけドイツ語圏において宗教改革前夜の中世末期は、さまざまな形で民衆の敬虔さが「行為として」表出した時代であった。「巡礼」もその一つである。だが、これらの行為は、疫病や貧困、死の恐怖から逃れたいという人びとの素朴な信心の現れであると同時に、カトリック教会が呈示してきた「善行」や「贖宥」の考え方と密接に関わっていた。そのため、こうした考えを否定した宗教改革者たちは「巡礼」に批判的だったと一般に理解される。つまり、宗教改革が地域的な巡礼地(Wallfahrtsort, -kappelle und -kirche/Gnadenort)、とりわけプロテスタント地域におけるそれらにネガティブな影響を与えた、と考えられてきた。

その一方で、積み重ねられる実証研究により、妄信的・民衆的な宗教実践としての「巡礼」は、プロテスタント領邦で教会や官憲のあらゆる反対の努力にも関わらず、17世紀にはいってもかなりの間、規模は縮小しても存続した、ということも明らかにされている。しかしいずれにしても、長期的に見ればプロテスタント領邦では巡礼とりわけ地域的な巡礼(参詣)が衰退傾向にあり、歴史研究者たちの関心をひくことはあまりなかったのである。そこで、ここでは近世ドイツの巡礼について考察する取り掛かりとして、中世後期に北ドイツ地域で広がった「ヴィルスナック詣で」を中心に宗教改革前夜の地域的な巡礼地の性格を紹介し、宗教改革との係わりを検討していきたい。

### 1 地域的な巡礼地の成立～例として「ヴィルスナックの奇跡の血」～

ヴィルスナックは、ベルリンの北西に位置する小さな町である。近世においては、ブランデンブルク選定侯領に位置し、同領邦をまたぐ三つの司教区のうちハーフエルベルク司教区に属していた。わが国ではあまり知られることのないこの小さな町は、オーラーの研究によれば、15世紀にはリューベックの遺言状に重要な巡礼地として頻繁に登場する。その巡礼記念(Pilgerzeichen)の発見場所の分布(図1)をみると、北海沿岸を中心に、ブランデンブルク選定侯領よりもやや広域の地域から巡礼者を集めていたことがわかる。したがって、ヴィルスナックは、北西ヨーロッパにほぼ限定されてはいるが、やや超地域的な性格をもつ、その地域の人びとにとて「魅力的な」巡礼地だった。

ヴィルスナックがこうした地域の巡礼地となる前史は、聖血を保管する礼拝堂が建立されたマリーエンフリース・バイ・シュテペニツ、麻痺の治癒に与れるというアルト・クリュソウの聖アンナ教会、1247年に聖体にまつわる奇跡があったとされるベーリツという三つの巡礼候補地が近隣に集中しており、地域の人びとに「ありがたい」地域と認識されていたことにある。

そして、決定的な意味を持ったのが、1383年に地域抗争からハインリヒ・フォン・ビュロウが同地を焼き払った後その地の祭壇跡地で発見された、血に染まった三つのホスチア(聖体)であった。その赤い染みは現在ではカビではなかったかと言われているが、当時は、ホスチアが本当に「キリストの体」であるからこそ「血」が滲み出たのであるとされた。こうした理解は中世後期に広がっていた聖体崇敬を補強するものであるが、図2のような一枚絵が広まる中で、16世紀には同地が巡礼の地として人気を集めていったのである。

この一枚絵のなかで、巡礼地として認識される上で最も大きな意味を持ったのが、最後の一コマである。この一コマは、ホスチア発見の翌年、教皇ウルバヌス6世により当地にはじめて贖宥が与えられた事実を示している。この贖宥により、当地までの1マイルは一日分の贖宥とみなされ、教会の周囲を一周することで42日分の贖宥とされたのである。こうして当地は地域の人びとの「ありがたい」場所から、教皇の「お墨付き」を与えられた「巡礼地」へと昇格した。この贖宥の有効期間は当初7年間であったが、1391年にマクデブルク大司教アルベルトによる贖宥、司教ルドルフ3世・フォン・シュヴェリンによる贖宥が与えられ、「ヴィルスナックの奇跡の血」詣では北ドイツの巡礼として定着した。

以上のことから、中世後期の巡礼地の成立および発展には、それが地域的なものであったとしても、決定的な聖遺物の存在と教会権力による贖宥の付与という「お墨付き」が不可欠であった、と理解できる。

### 2 批判者たち～人文主義者たち・宗教改革者たちと、為政者たち～

中世末期の人文主義者や教会改革者、後の宗教改革者たちが批判したのは、まさにこの点であった。ヴィル

スナック詣についても、早くは1403年にフスが批判をしている。エラスムスも巡礼を含め善行とされる行いに費やされる無駄に言及し、痛烈に批判している。

ルターの巡礼に対する見解は、早い段階では『贖宥の効力についての討論の解説』（1518年）がよく知られる。このなかで彼は、4つの動機に言及し、好奇心に始まるものは軽率であると一蹴し、贖宥に起因するものを確かに批判している。しかしながら、罪のための苦難・労苦のため、あるいは聖人たちへの尊敬や神の栄光を表し、自己啓発するための巡礼については、尊重すべきであるとし、必ずしも全面的に巡礼を否定しているわけではない。また1530年代末の説教では、聖アンナの奇跡を引用した上で、今の若者は巡礼について何も知らないし、かつて私たちがその渦中にあって聖人「崇拝」と戦っていたことも見知ってはいない、と述べている。そこには、宗教改革運動が始まってかなりの時間を経て、贖宥を期待しているか否かは別として、聖人崇敬のための巡礼を過去の遺物と認識しているかのような隔世の感さえ漂っており、批判はさほど尖鋭的ではない。

一方、もう一人の著名な改革者ツヴィングリは、贖宥を期待する善行に繋がるものとして、特に巡礼、聖人や聖遺物への崇敬の撤廃を主張していた。以上のように、人文主義者や宗教改革者たちの見解には、贖宥と結びついた巡礼に否定的な姿勢が共通に見られるものの、巡礼一般には温度差があり、彼らの主張によって巡礼が衰退したとは断定できない。

次に、為政者たちの態度を検討してみよう。まず宗教改革期にプロテスタント地域で作成された教会規定をみていく。例えば、1530年のバーゼル教会規定には、聖像崇敬・巡礼・教皇の悪習の実践の禁止が規定され、これに違反すれば聖餐停止とされると定められている。同様にブランデンブルク選帝侯領の1540年教会規定をみると、同様の規定もあるが、巡礼全般よりも、ヴィルスナックを含む特定の巡礼地4箇所が問題とされており、より明確に贖宥と巡礼の結びつきが警戒されている。

こうした批判的な規定の発布だけでなく、巡礼地や巡礼対象の破壊活動に到った場合もある。例えば、ヘッセン方伯フィリップは、1539年に聖エリザベートの聖遺物匣をこじ開け、聖遺物を宮廷へ移してしまった。また、同年のアルベルト家ザクセンでは、マイセン大聖堂・聖ベンノの聖墳墓と祭壇が破壊されている。前者の場合は個別に領内の巡礼地の盛衰を確認する必要はあるが、いずれにしても、先に見たような宗教改革者たちの、贖宥の効果やそれを期待した巡礼に関する否定的な言説、彼らとの人的関係に左右された可能性は否定できない。

ただ為政者が巡礼に対して否定的な態度を示したのは、宗教改革に始まるとは限らない。例えば、商業が盛んで人の移動の激しかったハンザ都市では、すでに15世紀初めから遠距離巡礼が禁止されている。これは、宗教的理由ではなく、巡礼者たちが他所で負債を抱えたり、トラブルを起こすのを避けるためと考えられている。同時期に北ドイツで地域的な巡礼としてヴィルスナック詣が成立した背景も、ここにあったのかもしれない。

もう一つ宗教改革以前から為政者が巡礼や巡礼地に対して関心を示した事例をみてみよう。それは、1480年代から90年代にかけて死産の子どもが生き返るという奇跡で有名になったオーバービューレンの聖母マリア礼拝堂への巡礼である。同地への巡礼は、宗教改革時「偶像崇拜のような巡礼」として禁止されるが、ベルン市参事会は宗教改革以前から同地への巡礼に干渉している。市参事会は、15世紀後半に巡礼にともなう礼拝堂の収入を管理し始め、世紀末には、礼拝堂のパトロナートを取得し、販売される巡礼記念に市の紋章を入れるようになった。

さらにこの礼拝堂には後日談がある。ベルン市参事会は、1528年に礼拝堂を閉鎖し、一時金を支払って二人の礼拝堂付き司祭を解雇した。だが、それに留まらず、崇敬の対象であったマリア像を公の場で焼却し、村長に教会を破壊するように命じた。それでも訪問者が絶えなかったことから、1530年、残骸の撤去と塔の破壊を追加で命じている。しかしながら、1534年の村長から市参事会への報告によれば、「古い信仰の地域から」巡礼に来ているとあり、巡礼がなくなることはなかった。そのことは、17世紀にはいるまで巡礼の禁令がたびたび出されていることからも、近年の発掘調査から教会の破壊後に敷地内に死亡した新生児が埋葬されていることが判明していることからも明らかである。

こうした後日談からは明らかに宗教改革の影響が認められるが、世俗当局は、宗教改革以前から巡礼の規制に関心を持っており、その場合には領域外への・領域外からの「移動」と「経済的事由」も問題となっている。と同時に、宗教的な事由から規制がなされたとしても、人びとの信仰心が官憲の思い通りになることはなかったことも明らかである。したがって、地域的な巡礼地の盛衰を歴史的に考察していくには、宗教改革者たちの言説を考慮するだけでは不十分であり、より複合的な要因に配慮していく必要がある。それでは、地域的な巡礼地の「はやり・すたれ」の実態をもう少しみておこう。

### 3 地域的な巡礼地の「はやり・すたれ」

教会規定に見られる禁令が実効性を持っていたのか、実態はどうであったのかを知るには、教会巡察記録が唯一のまとめた手がかりである。プランデンブルク選帝侯領の場合、巡礼で人びとが集まることに関する言及は必ずしも多くない。そうしたなかでも、14世紀末か15世紀初めごろに聖杯崇敬が成立したとされるツェーデニク修道院での巡察記録に言及がある。1543年教会巡察記録によると「実際に多くの酩酊した、全くつましくない人びとが、やって来たり、出て行ったりするのを目撃した。とりわけ聖体の祝日に行われる教会堂の開基祭の時には、こうした状況が観察される。・・そのために修道院の収入は明らかに浪費され、多くの飲酒のために無駄な支払いが行われている。それゆえ、教会巡察最終報告書は、当地で行われる聖体の祝日の開基祭の祝宴を禁止する。修道院はそのとき扉を閉ざしておくべきであり、誰も中に入れないようにすべきである。」と。

また、教会規定で問題視された巡礼地の一つであるアルト・クリュソウの1543年教会巡察記録には、教会の外では、かつての巡礼熱はほとんど見られなくなっている、貴金属を含んだ献納品も司教の館のあるプリツヴァルクに持っていくから、当地には聖具係だけがかつての超靈的な存在を思い起こさせるだけである、と記されている。これら二つの記録から、当領邦では祝祭と結びついた側面の存続と領内における巡礼一般の衰退の様子が垣間見られ、根強さと漸次的な衰退の両面を確認することができる。

ここで、宗教改革思想が直接的に地域的な巡礼に影響を与えたか否か、プロテスタント領邦や都市に見られる巡礼の衰退や当局の規制の動きがそれと連動したものなのか、を考える上で、少しだけカトリック地域の巡礼の「はやり・すたれ」にも目を向けておきたい。

例としてレーゲンスブルクの「美しきマリア」巡礼をみてみよう。史料としては市の租税記録が挙げられる。というのも「施しもの」の項目から、ろうそくの奉納などの巡礼教会の収入が捕捉できるからである。これを表した表1によると、1520/1521年をピークに減少傾向にある。また表2は、テオバルトが巡礼記念の販売数の変動を明らかにしたものである。これによると、鉛製の巡礼記念も銀製のそれも1520/1521年をピークに売り上げが減少しており、巡礼者数が減少していったと考えられる。同様の傾向はローテンブルクやアーヘンの研究についても認められる。こうしたことから、宗教改革運動第一世代には、カトリック領邦でも巡礼者数が減少し、衰退に向かったと考えられる。

### 4 宗教改革と「ヴィルスナックの奇跡の血」詣で

さて、話をヴィルスナック詣でに戻そう。

プランデンブルク選帝侯領においてルター派に基づく宗教改革が導入されたのは1539年末のことであるが、ヴィルスナックを管轄するハーフエルベルク司教および同聖堂参事会は断固これに反対し、選帝侯は1561年までパトロナートも行使できなかった。そのため、ヴィルスナックで教会巡察がはじめて実施されたのが1600年であり、教会巡察記録から同地への巡礼がどのように推移したのかを確認することができない。また、ヴィルスナックにかかる史料の数は、1521年以降極めて乏しくなる。

こうした限られた史料の中で聖堂参事会の文書が伝えるところによると、1550年ごろの状況として、礼拝堂付き司祭と聖具室係りの二人の聖職者しかおらず、ミサもハーフエルベルク聖堂参事会首席司祭が来たときだけしか行われなくなり、巡礼者数も減少しているので、聖堂参事会がホスチアをこちらに移したい、というもので、ヴィルスナックの閑散ぶりがうかがえる。そして1552年、ヴィルスナックの市参事会により推薦され赴任してきた説教師エレフェルトが、聖遺物「崇拝」に否定的な改革思想のゆえに聖なる三つのホスチアを燃やし、逮捕された。これをもって、ヴィルスナックの礼拝堂は巡礼地としての意味を失ってしまったのである。

ところが、こうした衝撃的な終焉にも関わらず、マテウス・ルデクスの『ヴィルスナック年代記』によれば、1580年代においても、リュネブルクやハンブルクの人々が巡礼兄弟団を組織し、ヴィルスナックの教会を訪問している。

以上、簡単ではあるが宗教改革後のヴィルスナック詣でについて紹介した。そこから、当地への巡礼は、宗教改革の漸次的な影響からか、16世紀半ばにある種の「すたれ」を示しつつも、崇敬の対象が失われたあとも存続した。そして、その多くが領外からの巡礼者たちであり、プランデンブルク選帝侯領における宗教改革の波は必ずしも他領邦や都市の人びとの巡礼の波を搔き消すことはできなかったのである。

#### 今後の課題～すぐるべきものの行方？～

本報告は必ずしも一つの結論を導こうとするものではない。以上のように中世後期から近世におけるドイツの巡礼にかかる状況を振り返ったところで、課題だけを呈示しておきたい。すなわち、宗教改革の影響を思想

的な観点からのみ考察するのではなく、宗教改革期から宗派対立期に入り、人びとの移動とそれに対する官憲のあり方、経済状況に大きな変化が生じざるを得なかつたこと、そしてその変化が中世後期から起ころり始めていたことを考慮し、多角的に近世ドイツにおける地域的な巡礼の変遷、民衆宗教の変質・変遷を考察していくべきである。カトリック地域の場合、遠距離巡礼が敬遠されても、それに代替する近距離巡礼地の創出・増加、巡礼を模したプロセッションの存続など変遷の道筋がすでに呈示されている。しかしながら、プロテスタント地域の場合、こうした歴史的変遷の道筋はまだ明確ではない。この点を明らかにすることが、現時点での課題と考える。

【資料の出典など】

図 1 Buchholz, Rita und Gralow, Klaus-Dieter, Zur Geschichte der Wilsnacker Wallfahrt unter besonderer Berücksichtigung der Pilgerzeichen, Bad Wilsnack, 1992, S.24 に少し修正を加えた。●印が巡礼記念(Pilgerzeichen)の発見された場所である。

図 2 Heimann, Heinz-Dieter, Wilsnacklaufen-Wilsnackfahrten: Religiosität und Mobilität an der Schwelle zur Neuzeit. Wallfahrts- und Frömmigkeitsforschung gestern und heute „unterwegs“ nach Wilsnack, in: Escher, Felix und Kühne, Hartmut (Hrsg.), Die Wilsnackfahr. Ein Wallfahrts-und Kommunikationszentrum Nord- und Mitteleuropas im Spätmittelalter, Frankfurt am Main, 2006, S.33 より引用。

表 1 Kühne, Hartmut, Zwischen Bankrott und Zerstörung — vom Ende der Wallfahrten in protestantische Territorien, in: Hardina, Jan/ Kühne, Hartmut/ Müller, Thomas T. (Hrsg.), Wallfahrt und Reformation — Zur Veränderung religiöser Praxis in Deutschland und Böhmen in den Umbrüchen der Frühen Neuzeit, Frankfurt am Main, 2007, S.210 より引用。なお、1525年は市参事会の礼拝堂の財産調査が行われたため、価値のある献納品が換金されたために多くなった。巡礼者の増加によるものではない。

表 2 Ibid., S.210f. より作成。

図 1 ヴィルスナック巡礼記念の発見場所の分布

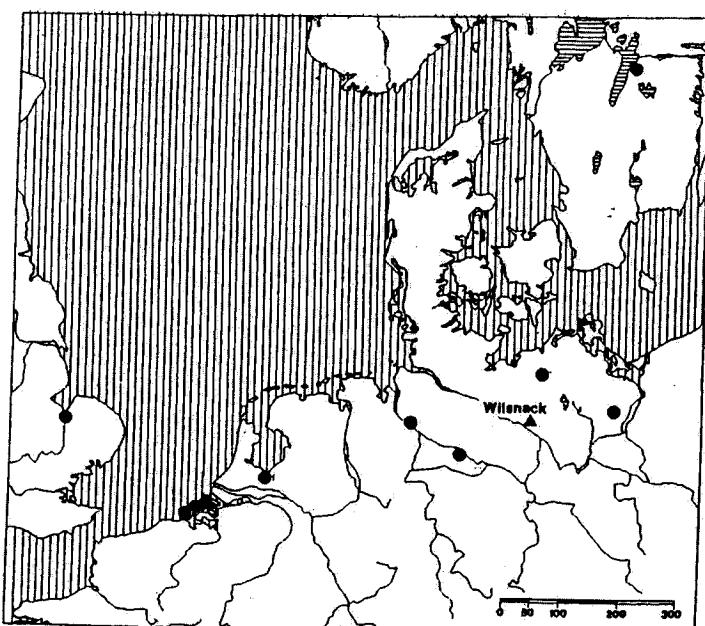


表 1

年	巡礼教会の収入 (施し物關係)
1519/1520 年	896 fl.
1520/1521 年	3,184fl.
1521/1522 年	718fl.
1522/1523 年	181fl.
1523/1524 年	91fl.
1524/1525 年	1,392fl.

表 2

年	鉛製	銀製
1519/1520 年	10,172 個	2,430 個
1520/1521 年	109,198 個	9,763 個
1521/1522 年	--	7,657 個

図 2 「ヴィルスナックの奇跡の血」の物語を表す一枚絵



Rekonstruktion des Wilsnacker Einblattdruckes, Magdeburg um 1510 nach Paul HEITZ. Das Wunderblut zu Wilsnack. Niederdeutscher Einblattdruck mit 15 Holzschnitten aus der Zeit von 1510–1520, Strassburg 1904.